

保育所や幼稚園等と 小学校における連携事例集



平成21年 3月

ま え が き

幼児期の教育を担う保育所と幼稚園における新しい基準として、保育所保育指針と幼稚園教育要領が本年4月から施行されます。

この新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領においては、小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれました。また、小学校学習指導要領においても、幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記されました。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、国公立や幼稚園・保育所を問わず、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要です。そのためには、各施設同士における連携に加え、設置者や所管部局が異なる施設が連携しやすいように地方公共団体が連携のための環境を整備することなども大切です。

本事例集は地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめたものです。本事例集を参考として、各地域の実情に応じ、創意工夫を生かし、連携に取り組んでいただくことを願っています。

本事例集の作成に当たっては、保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議の委員及び事例提供者の協力を得ました。ご協力くださった皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

村 木 厚 子

目 次

1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携の必要性	1
2. 連携の効果	2
3. 連携に当たっての留意事項	
(1) 地方公共団体の支援	3
(2) 各施設における連携の推進	4
(3) その他	5
4. 各地域における連携の事例	
○保幼小連携の例	
栃木県	6
山口県	13
愛知県及び阿久比町	18
横浜市	24
大津市	32
北九州市及び中井小学校区	38
○保小連携の例	
熊谷市及び吉岡小学校区	43
松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校	48
東京都大田区内の公立保育所と公立小学校	54
○幼小連携の例	
東京都中央区	59
大阪府門真市内の私立幼稚園	61
(補足資料)	
各地域における事業等一覧	65
別添1 保・幼と小における連携	68
《参考資料1》保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等 (関係箇所抜粋)	69
《参考資料2》保育所や幼稚園等と小学校の連携に関する主な答申等における記述	74
《参考資料3》保育所や幼稚園等と小学校の連携における成果と課題	81
《付属資料》	
「保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議」委員名簿	83

1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携の必要性

- 我が国では5歳児の97%は保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所や幼稚園等」という。）に通った後、義務教育段階である小学校等に入学している。
- 保育所や幼稚園等で行われている幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての「遊び」*1を重要な学習として位置づけ、保育課程や教育課程を編成し、教師や保育士が意図的・計画的な指導を「環境を通して」*2行っている。
- 幼児期の教育では、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、また、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」を育んでいる。
- このような特質を有する幼児期の教育は、子どもの内面に働き掛け、一人一人のもつ良さや可能性を見だし、その芽を伸ばすことをねらいとしている。従って、幼児期の教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること、「後伸びする力」を培うことを重視しているといえる。
- 義務教育は子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという役割を果たしている。このため、義務教育においてははすべての子どもに一定水準以上の教育を保証することが求められている。
- また、小学校では、時間割に基づき各教科等の内容を年間や単元の指導計画の下で教科書などの教材を用いて指導している。
- このように、遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されていることが望ましい。
- しかし、小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どももおり、小学校1年生などの教室では、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないな

*1 幼児期は、知識を教えられて身に付けていく時期ではなく、遊びの中での直接的・具体的な体験を通して生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成していく時期である。

*2 幼児が生活や遊びを通して様々なことを学ぶためには、人やものなどの周りの環境が大切である。このため、保育所や幼稚園等では、幼児にとって必要な体験ができるよう周りの環境をつくり出している。

ど学級がうまく機能しない状況も見られる。

- このことから、子ども一人一人がこうした生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりなどすることが求められている。
- これは、保育所や幼稚園等における教育か小学校教育のどちらかがもう一方の教育に合わせることではない。各施設がそれぞれの果たすべき役割を果たすとともに、保育所や幼稚園等と小学校との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携することが求められている^{*1*2}。
- なお、本事例集は地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめたものであり、これらを参考として、各地域において、その実情に応じて創意工夫を生かし、連携に取り組んでいただきたい。

2. 連携の効果

- 保育所や幼稚園等と小学校の連携により子どもがより生活の変化に適応しやすくなるとともに、連携の効果として、例えば、以下のようなものが考えられる。
 - ①子ども同士の交流活動
 - ・ 幼児が小学校生活に親しみ期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。
 - ・ 児童が幼児に伝わるような言葉使いやかかわりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりする。
 - ②教職員の交流
 - ・ 幼児児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深めることにより、円滑な接続に向けた指導方法等の改善ができる。
 - ・ 義務教育修了までに子どもに育てる力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれの施設が果たすべき役割について再認識できる。

*1 平成18年10月に保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園制度を新たに創設し、保育所保育指針と幼稚園教育要領の作成に当たって教育内容の整合性を図り、幼児教育の充実に努めてきた。発達と学びの連続性を確保するためには、幼児期の教育を担う保育所、幼稚園、認定こども園が教育の充実に図り、その成果が小学校教育につながるよう連携をしていくことが重要である。

*2 平成20年7月1日に策定された「教育振興基本計画」において、「幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。」とされている。

③保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫

- ・ 保育課程又は教育課程の編成や指導方法を工夫し、幼児期の教育と小学校教育との段差を小さくすることにより、子どもの生活の変化へのとまどいが減る。

3. 連携に当たっての留意事項

(1)地方公共団体の支援

- 通園区域が広い保育所や幼稚園等では、在園児の就学先（進学先）が多数の小学校となる場合がある。一方、小学校でも多数の保育所や幼稚園等から子どもが入学する場合がある。
- このように、保育所や幼稚園等と小学校が連携を図る場合、複数の保育所や幼稚園等と複数の小学校が連携を図る必要がある。このため、保育所や幼稚園等及び小学校の設置者は、市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人等と多様である。
- 設置者等が異なる複数の施設が連携を図っていくためには、保育担当部局、教育委員会、私立学校担当部局等の関係部局が連携し、地方公共団体として支援をすることが大切である。
- 地方公共団体としての支援として、保育所や幼稚園等と小学校等の関係者による連絡（連携）協議会の設置、合同研修の開催、長期派遣研修等の職場の相互体験、非常勤講師等で相互の経験者を活用すること、人事交流、幼稚園と小学校の教員免許の併有、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進することなどが挙げられる。
- さらに、各施設における連携の事例や成果の周知、連携に当たっての配慮事項等、各施設が連携する上で参考となる資料の作成なども考えられる。